

# シニア団体活動支援事業実施要綱

福島県社会福祉協議会  
長寿社会推進センター

(事業の目的)

第1条 いきいきと地域で活動する高齢者団体（以下「シニア団体」という。）を広く紹介し、高齢者の社会参加と自主的活動を促進するとともに、生きがいと健康づくりを推進し、明るい長寿社会づくりに資する。

(対象団体)

第2条 おおむね60歳以上の高齢者で構成する団体で、芸術、文化、音楽、スポーツ等、地域活動等を自主的に行っているサークル、グループ等とする。

ただし、特定の方のみの入会に限っている団体（企業・公務員のOB会等）や、営利目的及び宗教又は政治活動を目的とする団体は除く。

また、平成27年度に作成した登録団体のデータベースを活用するとともに、登録対象となるシニア団体の把握に努めるものとする。

(登録)

第3条 登録の手続きは次のとおりとする。

- 1 登録を依頼または希望したシニア団体に対し、「シニア団体情報」（様式第1号）により団体の情報提供を依頼する。
- 2 情報の提供があり次第、「シニア団体登録証」（様式第2号）及び「登録情報及び公表に関する確認票」（様式第3号）を送付する。併せて「登録団体情報連絡票」（様式第4号）を送付する。「登録団体情報連絡票」は、団体の情報に変更があった場合に送付してもらう。
- 3 登録団体のデータベース（Excel）に追加する。
- 4 県社協のホームページで、団体の承諾を得たデータを公開するものとする。

(事業)

第4条 次の事業を実施する。ただし、予算の状況を勘案し、年度ごとに計画する。

- 1 登録団体のデータベースを、県社協のホームページで公開する。
- 2 登録団体には、いきいき長寿室等で実施する各事業等について情報を提供する（文書送付）。
- 3 活動状況を取材し、「活動通信」を発行する。
  - (1) 「活動通信」には、必要に応じ、次の情報を登載する。
    - ① 県の委託事業の紹介(募集・推薦等の情報)
    - ② 健康づくりに関する情報
    - ③ 高齢者に関する統計資料
    - ④ その他、明るい長寿社会づくりに関する情報等

(2) 「活動通信」は、次の機関、団体等に送付し、情報提供及び広報の機会とする。

- ① 公民館（学習センター）
- ② 老人クラブ連合会
- ③ その他、長寿社会推進関係機関等

4 シニア団体の実施する事業（イベントなど）や活動、及び会員募集などについて随時情報の提供を受け、県社協のホームページまたは「活動通信」において周知を図る。

（情報の管理）

第5条 シニア団体の活動の更なる活性化を支援するため、課題や問題点の把握に努めるとともに、シニア団体の情報を最新のものに更新するため、連絡票により情報を提供してもらう。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については県社協会長が定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。